

	第4条	第39条	備考(第39条記載要否等)
	1.3.3 主要施設の耐震構造		
1	原子炉建屋	原子炉建屋	重大事故等対処設備を内包する建屋
2	タービン建屋	タービン建屋	重大事故等対処設備を内包しない建屋。ただし、重大事故等対処設備の耐震設計においては、低耐震クラスの施設・設備の波及的影響を考慮することから、原子炉建屋に隣接する施設として第39条に記載する。
3	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	重大事故等対処設備を内包しない建屋。ただし、重大事故等対処設備の耐震設計においては、低耐震クラスの施設・設備の波及的影響を考慮することから、原子炉建屋に隣接する施設として第39条に記載する。
4	使用済燃料乾式貯蔵建屋		重大事故等対処設備を内包しない建屋。近傍に重大事故等対処施設・設備は設置されておらず、重大事故等対処施設・設備への波及的影響を考慮する必要はないことから第39条には記載しない。
5	防潮堤及び防潮扉		重大事故等対処設備でない施設・設備。近傍に重大事故等対処施設・設備は設置されておらず、重大事故等対処施設・設備への波及的影響を考慮する必要はないことから第39条には記載しない。
6	原子炉格納容器	原子炉格納容器	設計基準事故対処設備であるが、重大事故等時には重大事故等対処設備として使用することから第39条に記載する。
7	原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	設計基準事故対処設備であるが、重大事故等時には重大事故等対処設備として使用することから第39条に記載する。
8	原子炉圧力容器内部構造物	原子炉圧力容器内部構造物	設計基準事故対処設備であるが、重大事故等時には重大事故等対処設備として使用する原子炉圧力容器の内包設備であることから第39条に記載する。
9	再循環系	再循環系	設計基準事故対処設備であるが、重大事故等対処設備の耐震設計においては、低耐震クラスの施設・設備の波及的影響を考慮することから、近傍の重大事故等対処設備に隣接する設備として第39条に記載する。

主要施設の耐震構造記載設備一覧表

	第4条	第39条	備考(第39条記載要否等)
10		緊急時対策所建屋	重大事故等対処設備を内包する建屋
11		緊急用海水ポンプピット	重大事故等対処設備を内包する構造物
12		格納容器圧力逃がし装置格納槽(格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートを含む)	重大事故等対処設備を内包する構造物
13		常設低圧代替注水系格納槽(代替淡水貯槽及びポンプ室を含む)	重大事故等対処設備を内包する構造物
14		常設代替高圧電源装置置場	重大事故等対処設備を内包する構造物
15		非常用取水設備(SA用海水ピット取水塔, 海水引込み管, SA用海水ピット, 緊急用海水取水管, 緊急用海水ポンプピット, 取水構造物及び貯留堰)	重大事故等対処設備の流路を構成する構造物
16		可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側及び南側)	重大事故等対処設備を保管する区画